

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年七月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―五五―一四三

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官	別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官

		鹿兒島		都道		署	
		鹿兒島		府県			
		(略)		(略)		所在地	
西之表市西 之表一六三 一四の六		(略)		(略)		官署	
西之表市西 九州地方整 備局西之表 港灣事務所		屋久島森林 管理署西之 表森林事務 所		(略)		官署	
		三級地		(略)		区分 級別	

		鹿兒島		都道		署	
		鹿兒島		府県			
		(略)		(略)		所在地	
(新設)		(略)		(略)		官署	
(新設)		屋久島森林 管理署西之 表森林事務 所		(略)		官署	
		三級地		(略)		区分 級別	

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表

示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区
 税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る
 ものにあつては平成三十年七月一日、沖
 縄森林管理署安波森林事務所に係るもの
 にあつては同年十月一日、那覇検疫所平
 良出張所に係るものにあつては平成三十
 一年四月一日、門司税関厳原税関支署比
 田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署
 名瀬監視署に係るものにあつては令和二
 年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表

示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区
 税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る
 ものにあつては平成三十年七月一日、沖
 縄森林管理署安波森林事務所に係るもの
 にあつては同年十月一日、那覇検疫所平
 良出張所に係るものにあつては平成三十
 一年四月一日、門司税関厳原税関支署比
 田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署
 名瀬監視署に係るものにあつては令和二
 年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課

石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課
平良分室に係るものにあつては同年十月
一日、室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事
務所、室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事
務所平取ダム管理支所及び母島自然保護
官事務所に係るものにあつては令和四年
四月一日、九州地方整備局西之表港湾事
務所に係るものにあつては同年七月一
日)における区域を示し、その後におけ
る当該区域に係る表示の変更によつて影
響されるものではない。

2 (略)

二 (略)

石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課
平良分室に係るものにあつては同年十月
一日、室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事
務所、室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事
務所平取ダム管理支所及び母島自然保護
官事務所に係るものにあつては令和四年
四月一日)における区域を示し、その後
における当該区域に係る表示の変更によ
つて影響されるものではない。

2 (略)

二 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。